

時間外勤務に関する法令規則上の位置づけ

	民間企業（国立・私立学校の教員を含む）	公立学校（愛知県）の教員																
勤務時間	週 40時間（1日：8時間） 【労働基準法】	週 38時間45分（1日：7時間45分） 【学校職員の勤務時間等に関する規則※1】																
時間外勤務	<ul style="list-style-type: none"> 労働組合等との書面による協定（いわゆる三六協定）に基づき時間外勤務を命じることができる。【労働基準法】 限度に関する基準【労働省告示】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>限度時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1週間</td> <td>15時間</td> </tr> <tr> <td>2週間</td> <td>27時間</td> </tr> <tr> <td>4週間</td> <td>43時間</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>45時間</td> </tr> <tr> <td>2か月</td> <td>81時間</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>120時間</td> </tr> <tr> <td>1年間</td> <td>360時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法定の休日の労働は含まない。</p> <p>※「特別な事情」が予想される場合は、特別条項付協定を締結することにより、限度時間を超えて時間外勤務をさせることができる。</p>	期間	限度時間	1週間	15時間	2週間	27時間	4週間	43時間	1か月	45時間	2か月	81時間	3か月	120時間	1年間	360時間	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、時間外勤務は命じないものとする。 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 校外実習その他生徒の実習に関する業務 二 修学旅行その他学校の行事に関する業務 三 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務 四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務 <p>【義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例※2】</p>
	期間	限度時間																
1週間	15時間																	
2週間	27時間																	
4週間	43時間																	
1か月	45時間																	
2か月	81時間																	
3か月	120時間																	
1年間	360時間																	
（手当）	<ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務には時間外勤務手当が支給される。【労働基準法】 時間外労働の割増賃金の割増率は2割5分以上、休日労働の割増賃金の割増率は3割5分以上【労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令】 月60時間を超える時間外労働については5割以上（中小企業は適用猶予）【労働基準法】 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。 給料月額百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。 【義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例】※2】 教員特殊業務手当は、勤務条件の特殊性に応じて、非常災害時、修学旅行、対外運動競技等の業務に従事した場合に支給される。 【職員の特殊勤務手当に関する条例、特殊勤務手当に関する規則】 																

※1 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に準拠

※2 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に準拠

【参考】教員特殊業務手当について

支給対象業務		支給額 (勤務1日に付き)	支給要件		
			週休日、休日	正規の勤務時間が 4時間である日	その他の日
学校の非常災害時等の緊急業務を行う	(1)非常災害時の児童・生徒の保護または緊急の防災・復旧	8,000円	ア 終日に及ぶ程度 (日中8時間程度) イ アと同程度	○昼間課程 ア 正規の勤務時間に引き続き7時間半程度 イ 午前2時前から午前8時まで ウ アまたはイと同程度 ○夜間課程 昼間課程と同程度	ア 正規の勤務時間に引き続き夜間6時間程度 イ 午前2時から午前8時まで ウ アまたはイと同程度
	(2)被害が特に甚大な非常災害における上記の業務	16,000円			
	(3)児童・生徒の負傷・疾病等に伴う救急	7,500円			
	(4)児童・生徒に対する緊急の補導	7,500円			
修学旅行、林間、臨海学校等(学校が計画・実施するものに限る)における児童・生徒の引率指導	泊を伴うもの	4,250円	8時間程度 (就寝時間は含まない)	8時間程度 (就寝時間は含まない)	8時間程度 (就寝時間は含まない)
人事委員会が定める対外運動競技等における児童・生徒の引率指導	泊を伴うもの	4,250円	8時間程度 (就寝時間は含まない)	8時間程度 (就寝時間は含まない)	8時間程度 (就寝時間は含まない)
	週休日、休日に行うもの	4,250円	ア 終日に及ぶ程度 (日中8時間程度) イ アと同程度		
学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に順ずる活動という)における児童・生徒等に対する指導(上記に規定する業務を除く)	週休日、休日に行うもの	3,000円	4時間程度以上	4時間程度以上	
入学試験における受験生の監督、採点、合否判定	週休日、休日に行うもの	900円	ア 終日に及ぶ程度 (日中8時間程度) イ アと同程度	○昼間課程 ア 正規の勤務時間に引き続き7時間半程度 イ アと同程度 ○夜間課程 昼間課程と同程度	